

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第4号

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年鳥取県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第2（第14条、第14条の2関係）				別表第2（第14条、第14条の2関係）			
組織	職	職務の級	管理職手当月額	組織	職	職務の級	管理職手当月額
本局	局長	9級	<u>121,400円</u>	本局	局長	9級	<u>123,700円</u>
		8級	<u>87,600円</u>			8級	<u>89,200円</u>
	次長	8級	<u>87,600円</u>	次長	8級	<u>89,200円</u>	
	課長	7級	<u>66,000円</u>	課長	7級	<u>67,200円</u>	
		6級	<u>62,000円</u>		6級	<u>63,100円</u>	
事務所	所長	7級	<u>66,000円</u>	事務所	所長	7級	<u>67,200円</u>
		6級	<u>62,000円</u>			6級	<u>63,100円</u>

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。